

手続開始の公示(説明書)

令和元年 12 月 18 日
東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 良峰 透

次のとおり、公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件公募型プロポーザル方式に係る手続きについては、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、基本契約条件書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「手続開始の公示（説明書）」に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|----------|---------|--|
| 1-1. | 調達機関番号 | 417 |
| 1-2. | 所在地番号 | 11 |
| 1-3. | 品目分類番号 | 42 |
| 1-4. (1) | 基本契約件名 | 長野管理事務所管内橋梁耐震補強検討に関する基本契約(その1) |
| 1-4. (2) | 個別契約件名 | 上記基本契約により行う設計業務（以下「基本契約対象業務」という。）
は以下の3件
設計業務① 長野自動車道 五常橋耐震補強検討業務
設計業務② 長野自動車道 滝ノ沢橋耐震補強検討業務
設計業務③ 長野自動車道 西宮橋耐震補強検討業務 |
| 1-5. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 関東支社 支社長 良峰 透 |
| 1-6. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課
(住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
(TEL) 048-631-0020 |
| 1-7. | 競争契約の方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| 1-8. | 見積の方法 | 個別契約時の指示による |
| 1-9. | 履行保証 | 個別契約時の指示による |
| 1-10. | 契約書の作成 | 基本契約：必要（作成方法については 3-10. に示す特定者と協議する）
・基本契約書案を参照のこと
個別契約：必要（作成方法については 4-1. に示す基本契約の相手方と協議する）・入札者に対する指示書[26]を参照のこと |

1-11. 契約図書

- (1) 本件調査等基本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。
なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- ① 手続開始の公示（説明書） 本書
 - ② 基本契約書案 別添「設計基本契約書（案）」のとおり
 - ③ 入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【郵送入札】を使用すること
 - ④ 基本契約条件書 別添「基本契約条件書」のとおり
 - ⑤ 参加表明書 本書の別紙参加表明書様式1のとおり
 - ⑥ 技術提案書 本書の別紙技術提案書様式1のとおり
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれ

れダウンロードして取得すること。

契約図書の交付期間は、令和元年12月18日（水）から令和2年1月17日（金）までとする。

第2 調達手続に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 業務場所 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (2) 業務内容 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (3) 調査等数量 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (4) 業務完了希望時期 | 別添「基本契約条件書」のとおり |
| (5) 成果品 | 個別契約時の指示による |

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記3-2.に示す「参加表明書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記3-3.に示す「参加表明書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 技術提案書の提出期限（下記3-7.に示す「技術提案書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、業種区分「橋梁設計」に係るNEXCO 東日本の『平成31・32年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から基本契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。
- (5) 審査基準日において、平成16年度以降に元請として受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務又は類似業務の実績を有すること。

同種業務 高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における橋梁の耐震補強設計（※1）

類似業務 道路における橋梁の耐震補強設計（※1）

※1 耐震補強設計とは、既設橋脚本体のじん性や耐力を向上する設計又は免震化・地震時水平力分散構造化・制震構造化により既設橋脚に作用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

- (6) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件競争若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員

を兼ねている者

・施工（調査等）管理業務の受注者

- ・関東支社管内 橋梁施工管理業務（受注者：大成エンジニアリング株式会社）
- ・長野自動車道長野管内土木施工管理業務（受注者：株式会社建設技術センター）
- ・保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務（受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング）

(7) 審査基準日から基本契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- 3) 資本関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員の定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事

v) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 JV の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 参加表明書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す「参加表明書（以下「表明書」という。）を作成しなければならない。表明書の各様式はA 4 版とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

表明書（様式）	留意事項
参加表明書 （様式 1）	必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと
企業の同種業務又は類似業務の実績 （様式 2）	上記 3-1. (5) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること 次の資料を添付すること ・同種業務又は類似業務の実績として記載した業務内容を確認できる次の i) または ii) の資料を添付すること。 i) 契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ii) 当該業務が「業務実績情報システム（テクリス）という。」に登録されている場合、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載にあたっては、（様式 2）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同種業務の実績 件数 （様式 3）	上記 3-1. (5) に示す同種業務の業務実績で、平成 28 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した業務を最大 5 件まで記載すること。 同種業務の業務実績のうち、発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本）の業務実績を優先的に記載し次の i) または ii) の資料を添付すること。 i) 同種業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ii) 当該業務がテクリスに登録されている場合、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し ※なお、上記の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 記載にあたっては、（様式 3）に示す《記載上の注意事項》に従うこと。
企業の同一業種における表彰実績 （様式 4）	同一業種（橋梁設計）に属する業務で、平成 21 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。 なお、表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。

(2) 競争参加希望者は、表明書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

(3) 競争参加希望者は、表明書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名 設計対象橋梁の図面及び特定テーマ対象橋梁の過年度業務報告書
- ② 閲覧場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課
- ③ 閲覧期間 参加表明書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日 10 時から 17 時まで）
- ④ 問合せ先 東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課
(TEL) 048-631-0020

※閲覧を希望される際は上記④「問合せ先」へ事前に連絡すること。

3-3. 参加表明書の提出

(1) 競争参加希望者は、本件競争に参加するため、次に示すとおり参加表明を行わなければならない。

- ① 提出期間 手続開始の公示の日の翌日から令和 2 年 1 月 17 日（金）16 時まで
- ② 提出場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり
- ③ 提出方法 持参（休日を除く毎日 10 時から 16 時まで）、書留郵便または信書便（提出期限の日までに必着）に限る。

④ 提出書類 上記「3-2. 参加表明書の作成」により作成した「表明書」を 2 部（正 1 部、副 1 部）

(2) 競争参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2. 参加表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9] [2] を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目				評価基準		配点
参加表明書経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	平成 16 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同種業務又は類似業務の実績	(参加表明書様式 2) 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が平成 16 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した NEXCO 東日本・NEXCO 中日本・NEXCO 西日本または旧日本道路公団の発注業務 ②同種業務の実績が平成 16 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した国土交通省または NEXCO 以外の高速道路会社および旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団、旧本州四国連絡橋公団の発注業務 以下の場合には加点しない。 ③平成 16 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した、上記①、②以外の同種業務の実績 ④平成 16 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した類似業務の実績（発注機関は問わない） なお、上記に該当しない場合は選定しない。	①25.0 点 ②12.5 点 ③・④0 点
				平成 28 年 4 月 1 日以降に発注機関に受渡しを行った同種業務の実績件数	(参加表明書様式 3) 平成 28 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同種業務の実績件数を下記の式で評価する。 ①評価点 = a の実績件数 × 1.0 + b の実績件数 × 0.5 a : NEXCO (東日本・中日本・西日本) の発注業務 b : a 以外の公的機関が発注した業務 なお、a + b は最大 5 件とする。 以下の場合には加点しない。 ②業務実績が平成 28 年 3 月 31 日以前に受渡しが完了した同種及び類似業務（発注機関は問わない）	①5.0~0 点 ②・③0 点

					③業務実績が平成 28 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した類似業務（発注機関は問わない）	
参加表明者の経験及び能力	表彰	専門技術力	成果の確実性	平成 21 年 4 月 1 日以降に受渡しが完了した同一業種の表彰	<p>（参加表明書様式 4）</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p> <p>①平成 21 年 4 月 1 日以降に同一業種（橋梁設計）において NEXCO 東日本の社長表彰又は NEXCO 東日本の支社長表彰の実績を有する</p> <p>②平成 21 年 4 月 1 日以降に同一業種（橋梁設計）において NEXCO 東日本の事務所長表彰の実績を有する</p> <p>以下の場合には加点しない。</p> <p>③上記①・②の表彰実績がない場合</p> <p>④平成 21 年 3 月 31 日以前の表彰実績である場合</p> <p>⑤NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合</p> <p>⑥表彰内容が「感謝状」又はそれと同内容である表彰実績である場合</p>	①10.0 点 ②5.0 点 ③～⑥0 点
参加表明者の経験及び能力	参加表明者の	実な行為	事故及び不誠	以下に該当する場合に評価を減ずる。		①-5.0 点 ②-2.0 点
					合計（満点）	40.0 点

3-5. 技術提案書の提出者の選定

(1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された参加表明書について、上記「3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準」に基づき評価を行い、評価の高い者より順に技術提案書の提出者（以下「選定者」という。）を 3 者まで選定し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が 3 者を越えて存在する場合はこの限りではない。

※ 技術提案書の提出者の選定（技術提案書の提出要請）および非選定通知予定日

令和 2 年 1 月 22 日（水）

(2) 上記(1)において選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。

① 受付期限 令和 2 年 1 月 31 日（金）16 時まで

② 受付場所 上記 1-6. 「契約担当部署」

③ 提出方法 持参（休日を除く毎日 10 時から 16 時まで）、書留郵便または信書便（提出期限の日までに必着）に限る。

④ 提出書類 書面（様式自由）により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 : 令和 2 年 2 月 7 日（金）

3-6. 技術提案書の作成

(1) 上記 3-5. により技術提案書の提出者となった選定者は、次に示す「技術提案書（以下「提案書）」」を作成しなければならない。提案書の各様式は A 4 版とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提案書（様式）	留意事項
技術提案書 （様式 1）	必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと
業務への取組み姿勢 （様式 2）	業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 ①「実施方針」には、本調査等の基本的な業務実施体制・照査体制・個別契約が同時期に履行されるとなった場合の業務実施上の留意事項を記載する。 ②「基本的な実施フロー」には、本調査等の基本的な業務実施フローについて簡潔に記載する。 ・上記①、②に記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
社内バックアップ体制 （様式 3）	「社内バックアップ体制」には、上記①の基本的な業務実施体制を除き、個別契約を実施するうえで、配置予定技術者の支援、品質確保、工程管理の対応、同時期に履行されることとなった場合の対応など、社内のバックアップ体制の考えを記載する。 ・記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。
特定テーマに対する技術提案 （様式 4）	特定テーマは次のとおりとする。 「五常橋の耐震補強に関する留意点」 ・様式 4 については、A 4 版（片面）1 枚以内で作成すること。 ・記載された内容についてはヒアリングで確認を行う。

(2) 選定者は、提案書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名 設計対象橋梁の図面及び特定テーマ対象橋梁の過年度業務報告書
- ② 閲覧場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課
- ③ 閲覧期間 技術提案書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日 10 時から 17 時まで）
- ④ 問合せ先 東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課
(TEL) 048-631-0020

※閲覧を希望される際は上記④「問合せ先」へ事前に連絡すること。

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、上記 3-6. により作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 令和 2 年 1 月 23 日（木）から令和 2 年 3 月 2 日（月）まで
- ② 提出場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおりに
- ③ 提出方法 持参（休日を除く 10 時から 16 時まで）、書留郵便または信書便（提出期限までに必着）に限る。
- ④ 提出書類 上記 3-6. 技術提案書の作成により作成した「提案書」を 4 部（正 1 部、副 3 部）

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりにヒアリングを実施する。

- ① 実施期間 令和 2 年 3 月 3 日（火）から令和 2 年 3 月 13 日（金）
- ② 実施場所 東日本高速道路株式会社 関東支社
- ③ 出席者 選定者に所属し提案書の内容について説明・応答を行うことができる技術者
- ④ ヒアリング内容 提案書に記載された業務への取組み姿勢、社内バックアップ体制及び特定テーマに対する技術提案

(2) 技術提案書は、ヒアリング時の質問に対する応答性も包含して評価する。

(3) 上記(1)③に示す者が誰も出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認できなかった事項については評価しない。

(4) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持ち込んでの説明及び提案書以外の追加資料の提出は認めない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
社内バックアップ針・基本的な実施手順・社内バックアップ体制・その他	基本的な実施手順	(提案書様式2) ・業務実施手順を示す実施フロー及び照査体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・複数業務を同時に履行する場合の留意点が的確に捉えられている場合に優位に評価する。	10.0点
	社内バックアップ体制	(提案書様式3) ・社内のバックアップ体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ・複数業務を同時に履行する場合の留意点・バックアップ体制により履行の確実性が高い場合に優位に評価する。	10.0点
特定テーマに対する技術提案	的確性	(提案書様式4) ・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。	15.0点
	実現性	(提案書様式4) ・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。	15.0点
	独創性	(提案書様式4) ・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は評価しない。	10.0点
合計(満点)			60.0点

3-10. 技術提案書の特定(基本契約の相手方の特定)

(1) 契約責任者は、選定者から提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき、上記3-9. 技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定と併せ基本契約の相手方(以下「特定者」という。)として、その結果を通知する。

※ 技術提案書の特定及び非特定通知予定日 令和2年3月25日(水)

(2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

① 受付期限 令和2年4月3日(金)16時まで

② 受付場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり

③ 提出方法 持参(休日を除く毎日10時から16時まで)、書留郵便または信書便(提出期限までに必着)に限る。

④ 提出書類 書面(様式自由)により作成

(3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 令和2年4月10日(金)

第4 基本契約

4-1. 基本契約の締結

契約責任者は、基本契約の相手方を特定した後、対象業務の履行・基本契約の期間等に関する基本契

約を契約責任者と特定者の代表者間で締結する。

第5 個別契約

5-1. 契約交渉

1-4. (2)に示す各設計業務の個別契約の締結に向けて、基本契約締結後、特定された技術提案及び基本契約条件書の内容を踏まえ、契約責任者が別途指定した時期から、個別契約の契約締結に必要な仕様や条件等について交渉し、その内容を特記仕様書に反映する。

5-2. 参考見積書の提出

特定者は、5-1.に示す契約交渉の結果を踏まえ、参考見積書を契約責任者に提出する。

5-3. 見積合わせ

見積書の提出及び執行の日時については、特定者に別途通知する。

5-4. 個別契約の締結

契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定し、個別契約を締結する。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

(1) 本件競争に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 手続開始の公示の日から令和2年2月14日（金）16時まで
- ② 受付場所 上記1-6. 契約担当部署
- ③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（受付期間内に必着のこと）により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日5日以内
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」に掲載する。

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

6-3. 苦情申し立て

本競争の手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申し立てを行うことができる。

6-4. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 基本契約の相手方が基本契約後、契約交渉等を経て、個別契約の受注者（以下「受注者」という。）となった場合、本件業務の受注者、業務の下請負人、または当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務にかかる工事の入札に参加し又は建設工事を請負ことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- (2) 本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上